

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

関東地方整備局長

河川敷地占用許可準則第2章第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1. 指定範囲

一級河川利根川水系烏川左岸（高崎市高松地区）で、別図「烏川左岸【都市・地域再生等利用区域】」に示す区域

2. 高崎市高松地区の位置付け

高崎市高松地区においては、市の中心市街地である城址地区に隣接していることから、高崎市の「第6次総合計画」や「中心市街地活性化基本計画」などを上位計画として、「高松地区かわまちづくり」基本構想の策定を行い、白衣大観音や榛名山などの眺望を楽しめる場所や、水辺の雰囲気を楽しむ市民の憩いの場として、景観を活かした水辺空間の積極的な活用を進めている。

また、高崎市は中心市街地から烏川へのアクセスを容易にするため、人道橋（桜観音橋）を整備し、まちなかの城址地区と烏川左岸高松地区が一体的に接続し、回遊性が高まっていることから、「都市・地域再生等利用区域」を指定の上、オープンカフェ等を展開することにより、日常的に人々が集う場所となることをもって「にぎわいの創出」を図り、河川及びまちなかの活性化に向けた取組を推進していく方針である。

3. 指定年月日

令和6年2月29日

第2 都市・地域再生等占有方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占有許可を受けることができる施設

- 1) 園路・広場
- 2) 便益施設（仮設店舗、キッチンカー、駐車場、トイレ等）
- 3) 休憩施設（四阿、ベンチ等）
- 4) その他の施設（管理事務所）

2. 許可方針

- 1) 占有する区域及びその周辺の河川環境との調和や景観に配慮したものであること。
- 2) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 3) 占有の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保全に努めること。また、占有の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占有の許可に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること。
- 4) 降雨、水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止すること。また、占有施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- 5) 施設使用者に占有の許可を受けた施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 6) 施設使用者に占有の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入は当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 7) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

第3 都市・地域再生等占有主体 高崎市